

## 大口町短期介護事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で介護や支援が必要な者（以下「要援護者」という。）を介護している者が、要援護者を一時的に介護老人福祉施設等（以下「施設」という。）での介護によって要援護者と介護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 要援護者を一時的に施設で介護を行う事業(以下「短期介護事業」という。)の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とし、短期介護事業の利用及び内容の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

### (利用対象者)

第3条 短期介護事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当し、日常生活を営むのに著しく支障があり常時介護を要するものとする。

- (1) 40歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級又は2級の者
- (2) 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第132号）により要介護及び要支援の認定を受けた者
- (4) 70歳以上の単身高齢者又は75歳以上の高齢者世帯に属する者
- (5) その他特に町長が認めた者

### (利用の要件)

第4条 短期介護事業の利用の要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 介護者やその親族が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害等により、在宅で介護できないため一時的に施設で介護する必要があると町長が認めたとき。
- (2) 施設で対応不可能な医療行為の必要がない状態であること。
- (3) 施設で対応不可能な感染症を有していないこと。

(事業内容)

第5条 介護者が要援護者を在宅で介護できない場合に、月に概ね1週間程度施設で介護者に代わって当該要援護者の介護を行う。ただし、年間利用延日数は30日を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号で規定する災害等に該当し、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、連続した30日を限度とし利用できるものとする。

(申請及び決定)

第6条 第3条に定める者のうち、短期介護事業の利用しようとするものは、大口町短期介護利用申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに短期介護事業の利用の適否及び利用期間を決定し、大口町短期介護利用決定(却下)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項により短期介護事業の利用決定をした場合は、速やかに短期介護事業の委託を受けた事業者(以下「委託事業」という。)に対して大口町短期介護利用通知書(様式第3)に申請書の写しを添えて通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 町長は、短期介護事業の利用に要した費用を負担する。

2 利用者は、食費及び居住費等の実費を負担し、直接、事業を委託する実施施設に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者が生活保護世帯に属する者その他町長が費用負担が困難と認める者についてはこの限りでない。

(利用の取消)

第8条 町長は、利用者が、施設職員の指示等に従わず、施設運営上著しく障害となる場合は、短期介護事業の利用を取り消すことができる。

2 町長は、前項により利用を取り消したときは、利用者には大口町短期介護利用取消通知書(様式第4)により、委託事業者には廃止書により通知するものとする。

る。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、短期介護事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成12年3月31日大口町告示第64号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月1日大口町告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成14年1月18日大口町告示5号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成17年6月17日大口町告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日大口町告示第34号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日大口町告示37号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町告示第33号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第38号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日 大口町告示第30号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日 大口町告示第112号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日 大口町告示第38号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第53号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

大口町短期介護利用申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町短期介護の利用を申請します。

氏 名		生年月日	年 月 日		
対 象 区 分	1 40歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級又は2級の者 2 特定医療費受給者証(指定難病)の保持者 3 介護保険法(平成9年法律第132号)により要介護及び要支援の認定を受けた者 4 70歳以上の単身高齢者又は75歳以上の高齢者世帯に属する者 5 その他				
利用期間	年 月 日から 年 月 日 ( 日)				
申請理由					
連 絡 先	氏 名	続柄	電 話	住所(申請者と住所が違う場合) ・勤務先	
医療機関名		医療機関 電 話		服薬	なし・ある
現在治療中の の 疾 病					

(裏面)

身 体 状 況	視 力	普通・やや見にくい・見にくい・ほとんど見えない		
	聴 力	普通・大声なら聞こえる・ほとんど聞こえない		
	言 語	普通・少し話しにくい・話すことができない		
	麻 痺	上肢(右・左)・下肢(右・左)・その他( )		
日 常 動 作	歩 行	自立・一部介助・全介助 ・不能	食 事	自立(箸・スプーン)・一部介助・ 全介助
	入 浴	自立・一部介助・全介助 ・不能	着 脱	自立・一部介助・全介助
	排 泄	自立・一部介助・ポータブル使用・おむつ(夜のみ・昼夜)		
問 題 行 動	記憶障害	なし・ときどきある・ある	作 話	なし・ときどきある・ある
	不穏興奮	なし・ときどきある・ある	暴言暴行	なし・ときどきある・ある
	徘徊	なし・ときどきある・ある	不潔行為	なし・ときどきある・ある
アレルギ- (食品)	なし・ある( )	アレルギ- (黴)	なし・ある( )	
介 護 上 の 注 意 点				
備 考				

※申請者に感染症があるときは、備考欄にその病名を記入してください。  
 特定医療費受給者証(指定難病)をお持ちの方は、ご提示ください。

様式第2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

大口町短期介護利用決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、大口町短期介護の利用を決定（却下）しましたので通知します。

記

1 利用期間 年 月 日から 年 月 日（ 日）

（却下理由）

- （注） 1 食事代等実費は、別途事業者にお支払いください。  
2 利用者が、施設職員の指示等に従わず、施設運営上著しく障害となる場合は、短期介護の利用決定を取り消す場合があります。

様式第3（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

大口町短期介護利用通知書

年 月 日付で の大口町短期介護の利用を決定  
しましたので依頼します。

記

1 利用期間 年 月 日から 年 月 日（ 日）

様式第4（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

大口町短期介護利用取消通知書

年 月 日付で大口町短期介護の利用決定を取り消しましたので通知  
します。

記

- 1 取消期間 年 月 日から 年 月 日（ 日）
- 2 取消理由